

風水害等対策計画編

3 航空災害対策計画

目 次

3 航空災害対策計画	
第1章 災害予防.....	227
第1節 茨城県の航空状況.....	227
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	227
第2章 災害応急対策.....	229
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	229
第2節 活動体制の確立.....	230
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動.....	231
第4節 避難勧告・指示・誘導.....	231
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	231
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	232
第7節 遺族等事故災害関係者の対応.....	232
第8節 防疫及び遺体の処理.....	232

3 航空災害対策計画

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空災害による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定めるものとする。

第1章 災害予防

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1節 茨城県の航空状況

茨城県には、民間共用空港が1箇所（茨城空港）、公共用ヘリポートが1箇所（つくば）、非公共用飛行場が2箇所（阿見、龍ヶ崎）、非公共用ヘリポートが2箇所（前山下妻、茨城県庁）及び自衛隊の飛行場が2箇所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊、茨城空港と共用））ある。また、茨城県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、関係機関相互の緊急時の情報収集・連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市は既に以下の協定を締結しており、今後はより具体的、実践的なものとするよう連携

体制の強化を図っていくものとする

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための対策については、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための対策としては、風水害等対策計画編2第2章第22節「輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県や航空輸送事業者が相互に連携した訓練を実施する場合には、積極的に参加する。

第2章 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

〔発見者〕

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならないものとする。

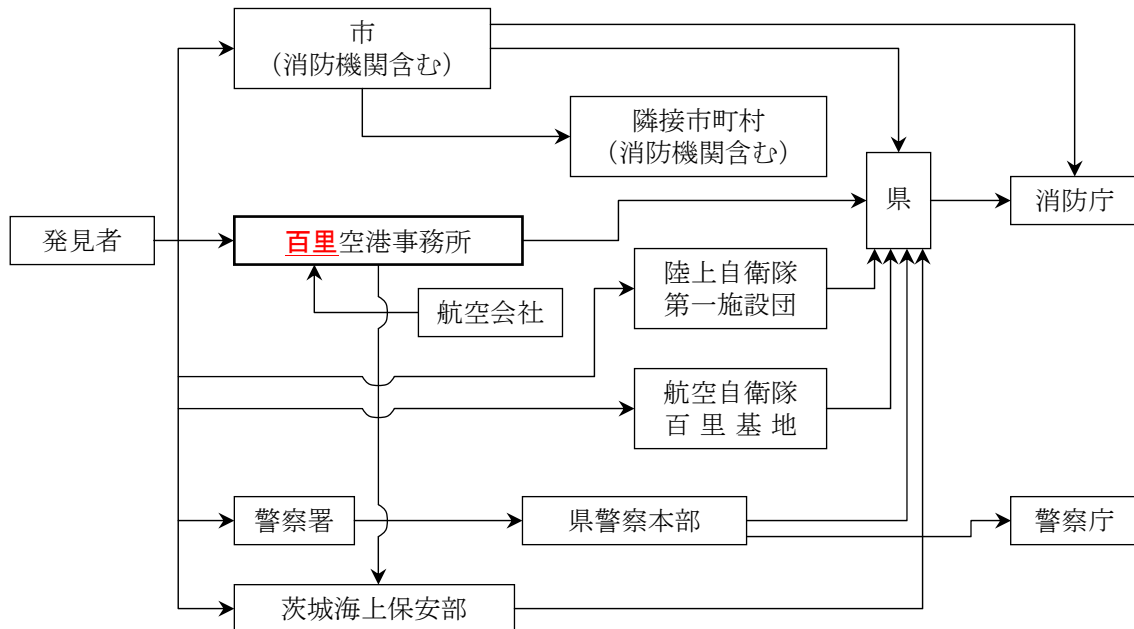
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

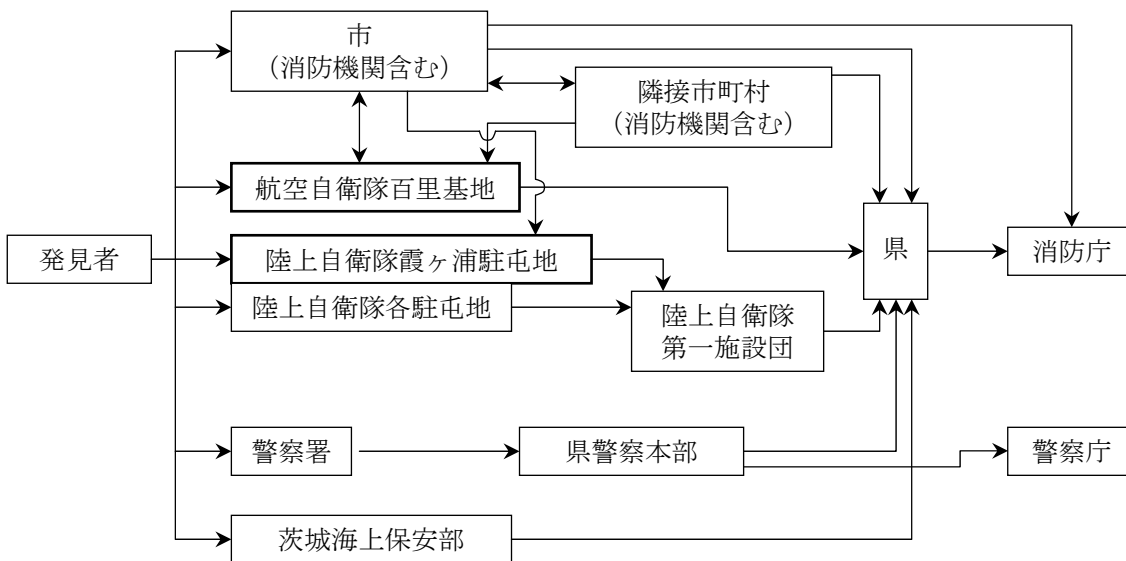
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

〔民間機の場合〕



〔自衛隊機の場合〕



〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777]
<u>百 里</u> 空 港 事 務 所	航空管制運航情報官	<u>0299-54-0672</u> (同 左)
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	029-262-4304 (同 左)
<u>陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校</u>	<u>警 備 課 防 衛 班</u>	029-274-3211 内線234 (同 内線302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警 備 課	029-842-1211 内線2410 (同 内線2302)
航空自衛隊第7航空団	防 衛 班	0299-52-1331 内線231 (同 内線215)
茨 城 県	<u>防 災 ・ 危 機 管 理 課</u>	029-301-8800 (同 左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、応急対策活動情報に関し、必要に応じて関係機関と緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

2 広域的な応援体制

市は、県内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

市は、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 搜索活動

消防本部は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施するものとする。

2 救難、救助・救急及び消火活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、隣接市町村等は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

3 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 医療活動

市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4節 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市が行う避難勧告等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準じて実施するものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関と相互に密接な連絡をとるものとする。

市は、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、風水害等対策計画編2第2章第6節「広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編2第2章第18節「防疫計画」及び同第20節「死体の処理埋葬計画」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。